

借金のことで、お困りではありませんか？

多重債務に陥らないために

収入の減少や失業などにより、借金をしたり借金の返済が困難になって、多重債務に陥る方が少なくありません。中には、夜逃げや自殺など深刻な状況に追い込まれる方もいます。また、一度債務整理を行った方が、再び多重債務を抱えてしまうケースが増加しています。

●多重債務に陥らないために、このようなことに気をつけましょう。

1. 生活設計を立てましょう。
2. 買いたいものは今必要なものかよく考えましょう。
3. 借りる前に返済の計画を立てましょう。
4. 借金返済のための借り入れはしないようにしましょう。



多重債務に陥ってしまったら

多重債務は、必ず解決できます。消費生活センターや市町村の相談窓口では、借金の解決に向けて、法律専門家への橋渡しをしています。是非、お早めに最寄りの相談窓口にご相談ください。

●多重債務には、4つの解決方法（債務整理）があります。

1. 任意整理：裁判所を介さず、法律専門家を通じて業者と話し合い、返済の額や方法を決める方法。
2. 民事調停：裁判所に調停を申し立て、調停の場で業者と話し合い、返済の額や方法を決める方法。
3. 個人版民事再生：一定要件のもと、裁判所で認められた返済計画に基づき返済する方法。
4. 自己破産：裁判所に破産を申し立て、免責決定を受けることで、一部を除いて返済が免除される方法。

「多重債務者無料相談会」及び「こころの健康相談会」のお知らせ

県では、借金の返済でお悩みの方や、こころに不安を感じておられる方を対象に、無料相談会を開催します。

事前のお申し込みは不要です。借金の返済に関する相談には弁護士と司法書士が、また、こころの健康に関する相談には精神保健福祉相談員などが応じます。

当日は、契約書など債務の状況がわかる書類を持参のうえ、会場へお越しください。

また、借金の返済に関する相談については、電話での相談も受け付けます。



【相談会】

開催日	時間	電話相談	会場
9月12日（日）	10時～16時	○	県立消費生活センター（高知市旭町3-115 ソーレ2F）
9月13日（月）	10時～16時	○	県立消費生活センター（高知市旭町3-115 ソーレ2F）
9月14日（火）	17時～20時	○	県立消費生活センター（高知市旭町3-115 ソーレ2F）
9月15日（水）	10時～16時	○	県立消費生活センター（高知市旭町3-115 ソーレ2F）
9月16日（木）	17時～20時	—	高知市消費生活センター（高知市本町5-1-45）
9月17日（金）	10時～16時	○	県立消費生活センター（高知市旭町3-115 ソーレ2F）
9月18日（土）	10時～16時	—	高知市消費生活センター（高知市本町5-1-45）
電話相談番号		088-822-3201	

※16日(木)のこころの健康相談会は高知市役所南別館7Fで行います。

※開催日により、時間や会場が異なりますので、必ずご確認ください。

【国民生活センターをかたる未公開株の電話に注意】

「国民生活センターを名乗って、未公開株の被害実態を調査しているとの電話があった。A社、B社との取引を話したところ、A社に連絡をとるよう勧められた。このためA社に電話し、その説明を信じてお金を振り込んだ。その後、A社と連絡がとれなくなった。」

消費生活センターにはこのような相談が複数寄せられています。

国民生活センターに相談したことのない人に対し、国民生活センターから被害の救済や被害の調査等で電話をすることや、未公開株の被害対策のために契約内容を聞き出したりすることは絶対にありません。その他、金融庁や消費者庁、消費生活センターをかたり、未公開株を勧める手口も報告されていますが、公的機関が株について購入を勧めることは絶対にありません。

このような電話がきた場合には、個人情報や伝えたり、新たな契約等を結んだりせず、消費生活センターまたはお住まいの市町村の相談窓口にご相談ください。



「消費生活講座」のご案内

消費者自らが情報を収集・選択し、「自立した消費者」として行動するために必要な法律・経済の知識等を専門的・体系的に習得できる機会として、「消費生活講座」を開催します。是非、ご参加ください。

- ・ 日 時 10月～1月の毎週金曜日（ただし、12月24・31日、1月14日は休講） 19:40～21:10（90分）
- ・ 会 場 高知短期大学 高知市永国寺町5-15
※駐車場がないため、公共交通機関をご利用ください。
- ・ 講義内容

受講料無料

日程	講義 課 目	日程	講義 課 目
10/ 1	①消費者問題概論（ガイダンス含む）	11/26	⑨多重債務問題の現状と法律知識
10/ 8	②経済の仕組みと暮らし～税金・物価・社会保障・保険～	12/ 3	⑩情報通信サービスに関する基礎知識
10/15	③公正自由な競争の確保のために～独禁法等～	12/10	⑪製品の安全
10/22	④消費生活に必要な民法の知識	12/17	⑫裁判所の活用
10/29	⑤消費生活に必要な消費者契約法	1 / 7	⑬食品安全と表示の諸問題
11/ 5	⑥消費生活に必要な特定商取引法の知識	1 /21	⑭環境問題に関する基礎知識
11/12	⑦消費生活に必要な割賦販売法の知識	1 /28	⑮消費者行政と消費生活相談員の役割
11/19	⑧金融商品に関する基礎知識		

- ・ 募集定員及び募集期間／一般100名（先着順） 8月2日～9月上旬（定員に達し次第終了）
- ・ 応募資格／高知県内に居住または勤務する方で、原則すべての講座に参加可能な方。
- ・ 申込方法／県立消費生活センター及び高知短期大学、各市町村役場にありますが「高知短期大学（県立）との連携講座「消費生活講座」受講申込書」に必要事項を記入の上、県立消費生活センターあてに、郵送またはFAXでお申し込みください。受講決定者には、後日、郵送にて通知します。

申込・問い合わせ先

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地 こうち男女共同参画センター2階 高知県立消費生活センター
電話：088-824-0999 FAX：088-822-5619

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

☎088-824-0999

相談受付／日～金 9:00～16:45 ※平成21年9月から
日曜日相談を
休 所 日／土、祝日、12/29～1/3 実施しています。

●くらしネットkochi編集・発行者

高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL:088-823-9653

FAX:088-823-9879

http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601

まちづくりニュース

みんなで始めよう！犯罪のない安全安心まちづくり

子どもの安全は、地域ぐるみで！



子どもを犯罪の被害から守るために、私たちは、
何ができますか？

危ないのは、「無関心」です。

子どもの安全を守るためには、子どもの見守り活動などのように、地域住民のみなさんが一緒になって活動していくことが大切です。

保護者の方や地域の皆さんへのお願い

■保護者の方へ

- ◎子どもさんの行動は、日頃から把握しててください。
- ◎被害にあったことを話しやすいように、日頃から親子のコミュニケーションを図ってください。
- ◎子どもさんには、家庭の中でも次のことを教えてあげてください。

◇登下校の場合

「友達と一緒に登下校する。」「寄り道をしない。」「交通事故に注意する。」

◇遊びに行く場合

「1人で遊ばない。」「遊びに行くときは、家の人にひとこと言ってから出かける。」

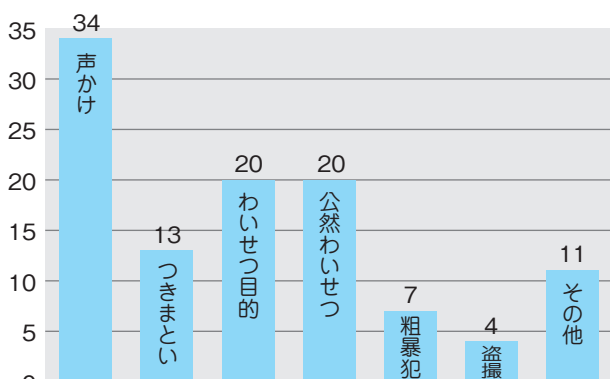
「知らない人に声をかけられても、絶対についていかない。」



■地域の皆さんへ

- ◎1人で遊んでいる子どもさんには、友達と一緒に遊ぶように声をかけましょう。
- ◎遅くまで遊んでいる子どもを見かけたときは、早く家に帰るように声をかけてください。
- ◎登下校時間帯は、掃除や犬の散歩、買い物などを通じて子ども達の見守り活動をお願いします。
- ◎不審な人や車などを見かけたら、不審者の人相や特徴、車のナンバーなどをメモして、警察や学校へ連絡してください。

県内の不審者情報(平成22年1月から5月まで)



※グラフの内容は、県警本部生活安全企画課による調査結果です。

※不審者情報の態様

【声かけ】

「〇〇を買ってあげるからついておいで」とか、「〇〇さんのお家を教えて」などと甘い言葉で誘う行為

【つきまとい】

距離をおいたしつこい追跡やしつこく話しかけるなどしながらつきまとう行為

【わいせつ目的】

羞恥心を抱かせる卑わいな言動や身体に触れようとする行為

【公然わいせつ】

自分の裸を見せる行為

【粗暴犯】

暴力を振るったり、乱暴な言動で脅してくる行為

【盗撮】

携帯電話やデジカメなどを使い、無断で容姿を撮影する行為

高知県内の 「こども110ばん事業」です。

保護者の皆さんへ! お子さんに教えてあげてください。

こども110ばんのいえ



通学路を中心としたお店や会社、お家に貼られています。
下校途中などで変な人に声をかけられそうになったとき、助けを求められるようお店や会社、お家の人に協力してもらっています。

©やなせたかし/フレール館・TMS・NTV

こども110番のくるま



ハイヤーや役場、農協、各種ボランティアなどの車に貼られています。
子どもや女性、高齢者などが困っているときや危ないときに助けてくれます。

安全安心推進の店



コンビニエンス・ストアなどの深夜に営業をしているお店に貼られています。
夜遅くまで仕事をしている女性のほか、子どもや高齢者など深夜でも助けを求められます。

地域安全推進の家



地域安全推進員のお家に貼られています。
地域におけるボランティアの中心となって活動し、地域住民の意見や要望を取りまとめなどを行っている方です。

みんなをまもるみせ(チョコキちゃんの店)



高知県の理容組合に加盟されている理容店に貼られています。
理容店は、県内の各地にお店があり、女性や子ども、高齢者などが困ったときや危ないときに助けてくれます。

かけこみ110番連絡所



高知県内の石油業協同組合に加盟されている給油所(SS)に貼られています。
給油所は、県内各地にお店があり、女性や子ども、高齢者などを守るため、「かけこみ110番連絡所」として活動しています。

この他にも

「こども110ばんのぎんこう」(高知銀行各支店)

「こども110ばんのくるまやさん」(社団法人高知県自動車振興会)などがあります。

気をつけよう! 車輦の金品を狙った事件が続発!

最近、県内で車上ねらい事件(車内に置いた金品を狙った窃盗事件)が多発しています。

車上ねらい事件の発生は、自転車の窃盗事件に次いで、2番目に高い発生件数となっています。(平成22年6月末現在で319件、前年比でプラス20件)

車から離れるときは、必ずドアロックしてから離れましょう。

また、車の中には、現金や貴重品などは置かないようにしましょう。



安全安心まちづくりニュース 編集・発行者
高知県安全安心まちづくり推進会議

推進会議事務局
高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL 088-823-9319 FAX 088-823-9879
E-mail: 141601@ken.pref.kochi.lg.jp